

「日本語学会論文賞」規程 新旧対照表

【旧】	【新】
<p>2014年5月17日 制定 2016年5月14日 改定</p>	<p>2014年5月17日 制定 2016年5月14日 改定 <u>2019年5月29日 改定</u></p>
<p>(授賞対象)</p> <p>第2条 論文賞は、当該年に刊行された学会誌『日本語の研究』(4号分)の「論文」(『日本語の研究』投稿規定に定めるもの)のうち、執筆者(共著の場合は執筆者全員)が、学部生・大学院生(年齢制限なし)または40歳以下の会員であるもので、特に優れていると認められるものに授与する。</p> <p>3 <u>授賞は1回のみとする。</u></p>	<p>(授賞対象)</p> <p>第2条 論文賞は、当該年に刊行された学会誌『日本語の研究』(3号分)の「論文」(『日本語の研究』投稿規程に定めるもの)のうち、執筆者(共著の場合は執筆者全員)が、学部生・大学院生(年齢制限なし)または40歳以下の会員であるもので、特に優れていると認められるものに授与する。</p> <p>3 <u>同一執筆者(共著の場合は執筆者全員が同一)への授賞は1回のみとする。</u></p>
<p>(論文賞選考委員会)</p> <p>第3条</p> <p>2 <u>選考委員会の構成は、編集委員長、編集委員2名、理事1名の計4名とし、編集委員長を委員長とする。当該期間に『日本語の研究』に選考対象となる論文が掲載された者は選考委員になれない。</u></p> <p>3 <u>委員長以外の選考委員は、年ごとに会長が委員長と協議のうえ、理事会の承認を経て委嘱する。</u></p>	<p>(論文賞選考委員会)</p> <p>第3条</p> <p>2 <u>選考委員会の構成は、理事1名、編集委員長、評議員若干名とし、理事を委員長、編集委員長を副委員長とする。当該期間に『日本語の研究』に選考対象となる論文が掲載された者は選考委員になれない。</u></p> <p>3 <u>委員長は会長が委嘱する。委員長・副委員長以外の委員は、会長が委員長と協議のうえ、理事会の承認を経て委嘱する。</u></p>
<p>(選考過程)</p> <p>第4条</p> <p>(賞の決定)</p> <p>第5条</p>	<p><u>(任期)</u></p> <p>第4条 <u>委員長・副委員長の任期は3年とし、その他の委員は1年とする。</u></p> <p>(選考過程)</p> <p>第5条</p> <p>(賞の決定)</p> <p>第6条</p>

<p>(授賞)</p> <p>第 6 条 <u>授賞対象者には，大会において表彰状を授与する。</u></p> <p>(付則)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. この規程は 2014 年 5 月 17 日から施行する。 2. この規程に基づく選考と授賞は 2013 年刊行の『日本語の研究』第 9 巻から実施する。 3. この規程に基づく選考と授賞は 2016 年刊行の『日本語の研究』第 12 巻から実施する。 	<p>(授賞)</p> <p>第 7 条 <u>授賞論文の執筆者は，大会において表彰する。</u></p> <p>(付則)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. この規程は 2014 年 5 月 17 日から施行する。 2. この規程に基づく選考と授賞は 2013 年刊行の『日本語の研究』第 9 巻から実施する。 3. この規程に基づく選考と授賞は 2016 年刊行の『日本語の研究』第 12 巻から実施する。 4. <u>この規程に基づく選考と授賞は 2019 年刊行の『日本語の研究』第 15 巻から実施する。ただし第 4 条に関しては，2019 年度に選出する委員長・副委員長の任期を 2021 年 3 月までとする。</u>
--	--